

白山市監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

令和4年1月28日

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 村 本 一 則

財政援助団体等監査結果報告書

1 白山市監査基準への準拠

白山市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

3 監査の対象

公の施設	指定管理者	所管部署	対象範囲
美川コミュニティプラザ	社会福祉法人佛子園	産業部商工課	令和2年度指定管理運営業務に伴う出納その他事務の執行及び事業の管理状況について
市営住宅	株式会社ビー・エム北陸・志乃丘商事株式会社共同企業体	建設部建築住宅課	

4 監査の着眼点

指定管理者における公の施設の管理運営が、目的に沿って適切に行われているか、管理業務に係る会計経理等は適正に行われているか、また、指定管理者に対する所管部署の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施した。

<主な監査項目>

- ・施設管理業務の運営状況
- ・施設の利用状況、サービスの提供状況
- ・指定管理業務に係る契約、会計経理及び収入事務等の状況
- ・その他必要と認める事項

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、指定管理者及び所管課長等から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 美川コミュニティプラザ及び白山市営住宅管理センター
- (2) 実施日程 令和3年9月30日から令和4年1月28日まで

7 監査の結果

指定管理運營業務に伴う出納その他事務の執行状況及び事業の管理状況については、監査した範囲においては、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、監査の際に見受けられた事務処理上注意すべき軽微な事項については、当事者に対して改善又は検討を指示したので、記述を省略する。